

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和4年度当初予算案の総額は、一般会計1,798億4,124万5千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,215万4千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計59億2,040万1千円、国民健康保険特別会計1,845億7,039万2千円であります。

【新型コロナウイルス感染症への対応】

新型コロナウイルス感染症への対応に係る経費として、412億2,887万円を計上いたしました。今年に入り、オミクロン株が猛威を振るい、本県でも連日数百人の新規陽性者が確認されるなど過去に経験したことのない規模で感染が急激に拡大しました。先月27日からは、まん延防止等重点措置の適用を受け、県民の総力を結集して感染の急拡大に歯止めをかける取組を行っているところです。

健康福祉部では、今後も起こり得るこうした事態にも適切に対応し、県民の命と生活を守り抜くため、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と医療・検査体制の確保、ワクチン接種の推進、介護・福祉サービスの提供と生活困窮からの早期の立て直しへの支援を継続し、強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためには、迅速に診療・検査を行うことで陽性者の早期発見、早期対応につなげ、感染拡大の芽を摘むことが重要です。今後も想定される感染の急拡大に備え、保健師等の増員を更に進め、積極的疫学調査等を行う保健所機能を強化してまいります。陽性者が発生した医療機関や高齢者施設等における感染拡大を防ぐため、引き続き発生施設にクラスター対策チームを派遣します。

医療体制につきましては、感染の急拡大時にも医療がひっ迫しないよう、陽性者の重症化リスクを適切に評価し、療養先の振り分けを実施します。病床確保に係るこれまでの取組を踏まえつつ、感染状況に応じた病床を確保します。入院が必要な方が確実に入院できるよう、確保病床使用率が50パーセントを超えるおそれがある場合には、患者受入医療機関の御協力の下、緊急的対応病床を稼働させるとともに、更に病床がひっ迫する場合は、受入病床拡充の要請を行い、必要な病床の確保に努めてまいります。

また、軽症者等への適切な対応を図るため、引き続き宿泊療養施設を運営するほか、自宅療養者に対しては、健康観察センターにおける療養支援と症状が増悪した場合の入院調整や電話診療等の実施など、今後を見据えた療養体制の強化に取り組んでまいります。

検査体制につきましては、これまで、検査機器整備への支援や、検査を委託する民間検査機関等の確保などにより検査能力を拡充してまいりました。来年度もこの体制を有効に活用し、感染拡大防止のために必要な検査を迅速、かつ、幅広く実施するとともに、変異株の発生動向の監視や感染経路の追跡のため、ゲノム解析を行います。

更に、感染拡大傾向時に、感染不安を感じる無症状の方に対する無料の検査を行うほか、重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大防止のため、感染が拡大している地域の高齢者施設等の自主検査費用を補助します。

ワクチン接種の推進につきましては、昨年12月から始まった追加接種をできる限り前倒して実施できるよう取り組んでまいります。追加接種の実施に当たっては、市町村と「基本的な考え方と進め方」を共有し、連携して取り組むこととしております。この方針の下、市町村の接種を補完するため、県接種会場を10圏域ごとに設置するとともに、個別接種に協力いただく医療機関に対する協

力金の支給、中小企業及び大学等の職域接種への支援などを行います。また、ワクチン接種に携わる医療従事者の派遣やワクチン安定供給のための調整を行い、市町村においてワクチン接種を円滑に実施できるよう支援してまいります。

このほか、相談センターの設置や、副反応が出た場合の受入体制の整備を行うなど、県医師会等関係団体と連携し、「オール信州」でワクチン接種を進めてまいります。

コロナ禍においても適切な介護・福祉サービスが提供されるためには、各施設・事業所における徹底した感染対策の実施と感染発生時等の応援体制の確保が必要です。引き続き、サービス提供を継続するために必要となるかかり増し経費を補助するとともに、クラスターの発生を防ぐため、高齢者施設における生活空間の区分けを行うゾーニング環境整備等への助成を行います。また、感染者や濃厚接触者が発生した施設等への応援派遣と派遣調整に対しても支援を継続します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、生活就労支援センター「まいさぼ」には、生活費や住まいの確保、就労等に困難を抱える方からの相談が続いております。相談者一人ひとりに寄り添い、丁寧に対応するため、「まいさぼ」相談員の増員を継続し、相談支援体制を強化してまいります。また、県独自の支援として、令和5年1月から償還が始まる生活福祉資金特例貸付の償還金に対する補助のほか、経済的理由により就職活動が困難な方の活動経費や、より安価な家賃の住居への住替え費用の助成により、生活困窮からの早期の立て直しを支援します。

【令和4年度当初予算案における施策推進の基本方針】

新型コロナウイルス感染症への対応以外の施策につきましては、最終年度を迎える「しあわせ信州創造プラン2.0」の総仕上げに向けて、基本目標「確かな

暮らしが営まれる美しい信州」の実現を目指し、「第2期信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉部の各分野の計画に基づき、着実に取組を進めるとともに、「学びと自治の力」をキーワードに、社会情勢の変化を捉えた新たな施策を積極的に進めてまいります。

以下、令和4年度の主な施策につきまして、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の総合的に展開する重点政策に沿って、順次、説明申し上げます。

【いのちを守り育む県づくり】

「しあわせ信州創造プラン 2.0」におきましては、「いのちを守り育む県づくり」を政策推進の基本方針の一つに据えており、健康福祉部関係では、ライフステージに応じた健康づくりの支援、医療・介護提供体制の充実、生命・生活リスクの軽減が、施策を展開する上での大きな柱となっています。

(ライフステージに応じた健康づくりの支援)

コロナ禍における各種調査から、健康づくりのために運動や食生活改善の取組を行っている人の割合が低下している状況が明らかになりました。こうした中、県民の健康づくりにつきましては、コロナ禍における課題を見据えた取組を進めてまいります。

主に働き盛り世代を対象に、企業や保険者等と協働して、「密」にならない形での運動習慣の定着を目指し、スマートフォンアプリを活用した事業所対抗ウォーキングを引き続き実施します。また、健康運動指導士や管理栄養士を企業等へ派遣して、運動習慣の定着・食生活の改善を促してまいります。

高齢者に対しては、外出自粛から、身体活動や食欲が低下して要介護等の危険性が高まる状態、いわゆるフレイルを予防するため、健康ボランティアを通じて広くフレイルチェックの実施を呼びかけるとともに、住民主体の通いの場を紹介し、参加を促すなどの取組を行います。また、フレイル予防に関し、保健と介

護予防の一体的な取組を推進するため、市町村及び関係団体と情報の共有や、事業の検討を行うとともに、市町村職員を対象とした研修会の開催や市町村へのアドバイザー派遣を実施します。

昨年9月、歯科口腔保健推進条例が改正され、オーラルフレイル対策の推進が基本的施策に追加されました。来年度、県歯科医師会等と連携して、歯科口腔の専門家をメンバーとする「オーラルフレイル対策タスクフォース」を立ち上げ、普及啓発や、運動・栄養を含めた予防活動、検診・診療体制の整備の各施策について、具体的取組を検討、実施してまいります。

健康づくりを進めていくには、まずは健診を受け、自分の健康状態を把握することが大切です。コロナ禍において、健診受診率が低下傾向にある中、受診率向上のための普及啓発を集中的に行うとともに、保険者協議会と連携して、受診しやすい環境づくりや受診機会の増加に取り組んでまいります。

市町村と連携した取組として、ICTを活用した健診予約システムをモデル的に導入し、受診率向上などの効果を検証するほか、糖尿病等の生活習慣病の重症化を予防するため、レセプトデータ等から治療中断者を抽出し、AIによる重症化リスク分析を含め優先順位づけを行い、効果的な保健指導につなげていきます。また、国保データベースを活用し、各圏域・市町村の健康課題を明確にするとともに、保健事業の評価と改善策の助言・指導により、市町村の保健事業の実施を支援してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

人口減少や高齢化が進む中で、医療需要の変化に対応した医療提供体制の構築を図るためには、病床機能の分化と連携を図り、二次医療圏における医療機能を向上させることが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できなかった各圏域の地域医

療構想調整会議などの場において、医療機関同士の役割分担と連携の検討に必要な医療機能に係るデータを提示し、関係者間で地域における課題の共有を図ります。また、病床機能の転換・強化等を図る医療機関や、脆弱な医療分野の診療機能の向上、高度専門医療の提供に取り組む医療機関に対し、施設・設備整備等への支援を行います。

令和6年度から計画期間が始まる次期保健医療計画には、医療法の改正により、新たに新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保が記載事項に追加されました。来年度から次期計画策定の検討を進めていくため、県医療審議会の下に医療関係者や関係団体からなる策定委員会を立ち上げるとともに、医療分野ごとのワーキンググループを設置します。更に、医療に関する県民意識調査を行い、検討に必要な基礎資料とするほか、客観的に議論・検討するため、レセプトデータを活用した医療提供体制の分析を行います。

医師確保の取組につきましては、「地方回帰」の流れを捉え、大都市圏等から移り住み、一人でも多くの医師に本県で医療に従事していただけるよう、Webや医学雑誌等を活用した情報発信、信州暮らし推進課と連携した移住促進の取組を展開してまいります。将来、県内で医師として働く意欲のある学生を支援するため、医学生修学資金の貸付枠を増やすとともに、新たに、高校生を対象とした進学ガイダンスを行うなど、医学部進学者の増加に向けた取組を拡充します。

令和6年度から適用される医師の時間外労働上限規制を見据え、県内医療機関に勤務する医師の時間外労働の実態把握を引き続き行うとともに、医師の負担軽減に資する勤務環境改善の取組への支援や、専門アドバイザーによる相談・助言等を通じて、医師の働き方改革を推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、看護学生への修学資金の貸与、ナースセンターによる再就業に向けた研修や就労相談会

等を実施し、看護職員の新規養成、資質向上と離職防止、再就業の促進に引き続き取り組んでまいります。来年度は、リカレント教育に取り組む養成所への運営費補助の加算を開始するとともに、新興感染症に備えるため、県看護大学に感染管理認定看護師教育課程を開設します。

また、地域の救急医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の処遇改善のため、給与の引上げに対する支援を行います。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の確立を目指し、介護保険事業の実施主体である市町村を支援してまいります。地域において利用できる介護や生活支援サービス、住民主体の通いの場などの情報が一目でわかる「地域包括ケア見える化マップ」を全ての市町村において作成します。また、成果指標に基づき、市町村が強化すべき取組を明らかにする調査や、県内高齢者の生活実態、介護サービス利用状況等の調査を実施し、介護サービスの充実や施設整備、人材育成の取組につなげてまいります。

今年度策定した「第8期長野県高齢者プラン」において、重点的に取り組むこととしている高齢者の生活支援サービスについては、特にニーズの高い移動サービスの立ち上げや拡充を希望する市町村に対して、サービス構築事例集の配布、アドバイザーの派遣、制度相談に関するコールセンターの設置など全面的に支援します。また、介護予防の基礎となる住民主体の通いの場については、アドバイザーやリハビリ専門職の派遣、事業効果の検証などを行ってまいります。

介護基盤の整備につきましては、特別養護老人ホームなどの施設整備を着実に進めるとともに、身近な地域で家庭的なサービスを受けることができる小規模多機能型居宅介護支援事業所の整備を進めるため、起業セミナーの開催や、アドバイザーの派遣により立ち上げを支援してまいります。

介護職員の確保につきましては、人材の誘致・定着を図る観点から関係機関と

連携した就職説明会の開催や、資格取得と介護職場への派遣就労をセットにした取組、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸付けを行います。また、介護現場の労働環境を改善するため、介護ロボット・ICT導入の一層の推進を図るとともに、施設等の職員の処遇改善のための支援を行います。

（生きることを包括的に支える自殺対策の強化）

先月 21 日に公表された令和 3 年警察庁自殺統計（速報値）によりますと、本県の自殺者数は、前年と比べて 16 人減少し、337 人となりました。男女ともに減少したものの、長引く新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、減少が続かない恐れも懸念されます。

こうした状況の中、生活困窮者支援と連携した各種相談会や、悩みを抱える方の SOS に気づき、支援につなげるゲートキーパーの養成研修を実施するとともに、従来からの課題である未成年者の自殺に対しては、「子どもの自殺危機対応チーム」の体制強化を図るなど、生きることの包括的な支援に取り組んでまいります。

また、令和 5 年度を初年度とする次期自殺対策推進計画の策定を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症の影響や、国の「自殺総合対策大綱」の見直しも踏まえ計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指し、自殺対策を充実させてまいります。

（食品・医薬品等の安全確保）

食品の安全確保につきましては、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づく HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を行っていただくよう助言、指導します。これにより県内で製造・加工される食品の安全性をより高め、県民の食生活の更なる向上を図ってまいります。

医薬品等の安全性の確保につきましては、薬局や医薬品等の販売業者等への監視指導と医薬品製造業者等に対する適切な製造・品質管理の調査、助言を行うとともに、ジェネリック医薬品の品質検査を行うなど、安全な医薬品の流通の確保や適正使用を推進してまいります。

また、薬剤師の確保と資質向上につきましては、引き続き県内外における復職・就業説明会を開催するとともに、薬局薬剤師に対する研修会により、薬局のかかりつけ機能の強化を図ってまいります。

【誰にでも居場所と出番がある県づくり】

健康福祉部では、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を、施策を展開する上で、大きな柱としております。

その中では、多様性を尊重する共生社会づくりとして、障がい者が暮らしやすい地域づくりなどが掲げられ、また、人生二毛作社会の実現や、妊娠、出産の安心向上と魅力ある子育て環境づくりに取り組んでいるところです。

(障がい者が暮らしやすい地域づくり)

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、活かし合う社会の実現を目指すため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案」を本定例会に提出しました。条例案の提出に合わせ、来年度、事業者の合理的配慮を促すための優良取組事例の紹介や、障がい者に配慮した事業者を認定する制度の創設、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を積極的に促すための県民フォーラムの開催などに取り組んでまいります。これらの施策を通じて、障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいのある人もない人も誰もが互いを尊重し、支え合う「共に生きる社会」づくりに努めてまいります。

医療的ケア児等の支援につきましては、来年度、新たに「医療的ケア児等支援

センター」を設置し、医療的ケア児とその家族等に対する相談体制の整備や支援人材の確保・養成などを行います。県立の障がい者施設については、総合リハビリテーションセンターにおいて、社会復帰を目指す若年者や中高年のリハビリテーションに重点を置く機能強化に取り組むこととし、病棟の建替えに向けて準備を開始します。また、西駒郷において、障がい特性に配慮した居住エリアの整備を進めてまいります。

(ひきこもり支援)

いわゆる「8050 問題」により顕在化した、ひきこもりの状態にある方に対しては、今年度、県内の支援関係者等により支援のあり方について検討していただきました。今後の支援の方向性として、県民の理解促進、相談体制の充実強化、継続的な寄り添い支援の実施等が議論されたところです。これを踏まえ、来年度は、県民参加のフォーラムを開催し、圏域ごとに相談支援体制の連携強化を図るとともに、本人や家族が気軽に利用できる居場所づくりに対する支援等を行い、生きづらさを抱えるひきこもりの当事者とその家族を地域で支える体制の構築を目指してまいります。

(人生二毛作社会の実現)

シニア世代が培ってきた豊富な知識や経験を社会活動や仕事に活かし、生きがいを持って活躍できる「人生二毛作社会」の実現は、「しあわせ信州創造プラン2.0」の柱である「学び」と「自治」を実践するものであり、また、シニアの健康づくりにもつながる取組です。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により休校を余儀なくされたシニア大学については、今年度、感染対策を講じた上で、感染警戒レベルに応じて授業の実施を見極めながら開校することができました。来年度も、引き続き徹底した感染対策を行い、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

また、コロナ禍での活動自粛による孤立や体力の衰えなどで、ひきこもってしまうシニアへの支援が課題となっております。シニア活動推進コーディネーターにより、特に、退職者や孤立しているシニアを対象として、交流サロンなど身近な場所で活躍できる仕組みづくりを支援してまいります。

(妊娠・出産の安心向上と魅力ある子育て環境づくり)

若い世代が、出産や子育ての希望を実現し、安心して子育てを楽しむことができる環境を整えるためには、妊娠前から切れ目ない支援体制の構築と、妊娠・子育てに関する経済的負担の軽減が重要です。

多様化・高度化する母子保健ニーズに対応するため、市町村と連携し、妊娠から子育てまでを一貫して支援する「信州母子保健推進センター」の機能を強化するとともに、妊娠前からの健康管理(プレコンセプションケア)を支援するため、Webサイト「妊活ながの」による情報発信と「不妊・不育専門相談センター」による相談体制の充実を図ります。また、早期の不妊治療を促すための妊活検診(不妊検査)の費用や、不妊治療のうち保険診療と併用可能な先進医療に係る治療費に対する県独自の助成を開始します。

子どもの医療費の負担軽減については、市町村が行う通院医療費の給付に対する県費負担の範囲を、従来の未就学児から小学3年生までに拡大することとしております。これら施策を通じて、若者や子育て世代の希望がかなえられる社会の実現を目指してまいります。

【人をひきつける快適な県づくり】

健康福祉部では、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の施策推進の基本方針「人をひきつける快適な県づくり」により、障がい者の文化芸術・スポーツ振興の取組を進めております。

このうち、文化芸術活動につきましては、来年度、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を開設し、文化芸術活動に取り組む障がい者や障害福祉サービス事業所等の相談支援、人材の育成、展覧会の開催等を実施します。センターによる支援を通じて、障がいのある方が身近な地域で文化芸術に親しめるよう環境整備を進めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、令和10年に予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に向け、大会に出場する選手を発掘・育成するための特別支援学校等における体験会などの開催や、指導者を養成するための研修を引き続き行います。今月2日、大会の愛称とスローガンが決定しました。大会スローガン「行こう。それぞれの頂へ」が表すとおり、参加者一人ひとりの目標や想いが実現される大会となるよう、着実に準備を進めてまいります。

また、パラスポーツを活用した小学生向けの体験型授業「パラ学」の展開など、日本財団パラスポーツサポートセンターとの協働により「パラウェーブNAGANO」を推進し、スポーツを通じた共生社会づくりの実現を目指してまいります。

以上、令和4年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和4年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について46万9千円を設定いたしました。

条例案につきましては、新設条例案1件、一部改正条例案2件であります。

このうち、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案」は、

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、活かし合う社会を実現するため、県の責務や県民・事業者等の役割、障がいを理由とする差別の禁止、県が取り組むべき基本的施策及び紛争を解決するための調整委員会の設置等を内容とする条例を制定するものです。

一部改正条例案につきましては、長野県食品安全・安心条例に規定されていた食品等の自主回収に係る報告事務について、今後の事務が想定されなくなったため、長野市及び松本市に移譲していた当該事務に係る規定を削除するもののほか、国民健康保険法の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

このほか、令和3年度一般会計補正予算の専決処分報告1件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。